

三河湖漁業協同組合内共第17号第5種共同漁業権遊漁規則

漁業権者の名称：三河湖漁業協同組合

漁業権者の住所：愛知県豊田市羽布町鬼ノ平1番地16

漁業権の免許番号：内共第17号

対象となる漁場：内共第17号第5種共同漁業権に係る漁場

1 遊漁についての制限の範囲

(1) 漁具、漁法の制限

①この漁場の区域内においては、竿釣以外の方法で遊漁をしてはならない。

②次に掲げる漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- 一 水中に電流を通じてする漁法
- 二 びんづけ（セルロイド製、陶器製その他これらに類するものによる場合を含む。）
- 三 動力を利用する瀬干漁法
- 四 火光を利用して行う漁法
- 五 水中銃（発射装置を有する刺突具類であって、水中で使用するもの）

(2) 遊漁期間

次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
にじます、こい、ふな、おいかわ、うぐい（以下「雑魚」という。）	1月1日から12月31日まで

(3) 禁止区域

(2)の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
巴川恵帽子橋下流端から下流200メートルまでの区域	1月1日から12月31日まで

(4) 全長制限

次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	20センチメートル
ふな	6センチメートル
にじます	15センチメートル

2 遊漁料の額及びその納付の方法

(1) 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が18歳未満及び肢体不自由者のときは無料とし、(2)のただし書に規定する方法により納付するときは、200円を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
雑 魚	竿 釣	1日 400円
		1年 2,500円

(2) 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- ①かじか苑（羽布町金山29）
- ②三河路（羽布町鬼ノ平1-300）
- ③うなぎの三河（羽布町鬼ノ平1-16）
- ④腰掛山荘（羽布町腰掛17-10）
- ⑤やまびこ（羽布町エス小屋5-1）

3 遊漁承認証に関する事項

(1) 組合は、遊漁の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- ①承認を受けた者の氏名、住所
- ②承認期間
- ③魚種
- ④漁具・漁法
- ⑤遊漁区域
- ⑥遊漁料の額
- ⑦注意事項
- ⑧その他参考となるべき事項
- ⑨発行者名

(2) 遊漁承認証の交付は、2-(2)に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

(3) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁に際し守るべき事項

(1) 遊漁者は、遊漁をする場合は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(2) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(3) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(4) 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

河川名	区域
巴川	恵帽子橋下流端から下流三河湖合流までの区域

(5) 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

5 漁場監視員に関する事項

(1) 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

(2) 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- ①氏名
- ②有効期間
- ③注意事項
- ④その他必要な事項
- ⑤発行者名

6 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することがすることができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

7 遊漁規則の施行の日

令和6年1月1日